

# 平成 17 年度東京都食品安全審議会

## 第 2 回検討部会

日 時：平成 17 年 8 月 2 日（火）午後 1 時 30 分～  
場 所：東京都庁第一本庁舎北棟 4 2 階 特別会議室 B

午後 1 時 3 1 分開会

【小川食品監視課長】 定刻になりましたので、ただいまから平成 17 年度東京都食品安全審議会第 2 回検討部会を開催させていただきます。

本検討部会は、7 月 8 日の第 1 回目につきまして、第 2 回の検討部会でございます。

議事の進行は、後ほど高橋部会長をお願いいたしますが、それまでは、健康安全室食品監視課長の私、小川が進行を務めさせていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、委員の皆様の出席状況の確認をさせていただきます。

検討部会は、東京都食品安全審議会規則第 6 条によりまして、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただいまの出席の委員の皆様方は 10 名でございます。委員総数 12 名の過半数を達してございますので、定足数を満たしていることを皆様方にご報告申し上げます。

なお、本日は、高濱委員はご都合によりご欠席でございます。それから、湯田委員は若干遅れるというご連絡がありましたので、ご了解いただきたいと思います。

引き続きまして、先日、当方では人事異動がございまして、事務局の職員にも異動がございました。そこで、新たに事務局となりました職員をご紹介します。お手元の資料の会議次第に事務局の名簿がございます。また、別に座席表をご用意させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、名簿に従いましてご紹介いたします。

まず、健康安全室長の八木でございます。

【八木健康安全室長】 八木でございます。よろしくお願いいたします。

【小川食品監視課長】 それから、同じく健康安全室健康安全課長に松浦が就任しましたけれども、所用のため少々遅れてまいります。

それでは、議事に入る前に、八木健康安全室長よりご挨拶させていただきます。

【八木健康安全室長】 このたびの人事異動で、前任の中井にかわりまして、健康安全室長に就任いたしました八木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の第 2 回検討部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきたいと思っております。

食品の安全ということで本審議会では、私どもからお願いしている大変重要な課題について検討していただくことになってございます。実は私自身は、今から 5 年、6 年ほど前に食品保健課長をやっております。当時、ビスフェノール等、いわゆる環境ホルモンというあたりが大変大きな課題になっておりまして、恐らくあのころからリスクコミュニケーションの重要性が言われて始めていたと思います。長年我が国における一般の消費者の方々には、どうしても行政が定めた「何 ppm 以下なら大丈夫、それ以上だと怖い」というような考え方というのが定着しておりますので、直ちに物差しのように数値を決められないような微量な化学物質についての理解が、なかなか広まりにくいという中で、様々なその後の検討がなされてきたのだというふうに私は理解しております。

今日、改めましてこういうような審議会が条例に基づいてつくられ、その中で、本格的に食品の安全の分野におけるこのリスクコミュニケーションというものを、東京都が皆様方をお願いして考え方を打ち出していくという大変重要な時期に来ているというふうに考

えてございます。そうした意味で、限られた日時でございますけれども、ぜひこのリスクコミュニケーションの考え方をおまとめいただきたいなと思っております。

本日は、先般の第1回の審議会及び検討会でのご意見を踏まえまして、さらにそのリスクコミュニケーションの充実に向けた具体案をご検討いただくということでございます。限られた時間ではございますが、専門の皆様それぞれのお立場から活発なご議論をいただきたいとよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【小川食品監視課長】      なお、八木室長は次の会議の予定が入っておりますので、申しわけございませんが、ここで退席させていただきますので、ご了解いただきたいと思っております。

【八木健康安全室長】      どうぞよろしくお願いたします。

【小川食品監視課長】      それでは、以後の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと存じます。

なお、ご発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、高橋部会長、よろしくお願いいいたします。

【高橋（久）部会長】      それでは、始めさせていただきます。

去る7月8日の第1回検討部会での検討結果について確認したいと思います。

事務局で取りまとめをされているようなので、ご説明願います。

【小川食品監視課長】      それでは、事務局の方から説明させていただきます。

まずはお手元の資料1をご覧ください。この資料1は、去る7月8日の第1回の検討部会での検討結果について、一応確認する意味で、主な意見について取りまとめてございます。資料に沿いまして事務局の方から、主な意見と、それに対する対応についてご説明したいと思います。

まず第1点は、「食品の安全に関する情報提供について」という項目でございます。情報提供につきましては、皆様方からさまざまな貴重なご意見をいただきました。

1つ目は、「専門家と素人の間に考え方の違いがある」ということ、また「専門家から素人への翻訳をどのようにするのか検討すべき」ということです。これは昔から言われていることですが、今でも様々な場で同じようなご意見をいただくことが多くございます。

2つ目は、「専門家と消費者の間に入って調整するというのが、自治体の役割としては重要である」というご意見です。専門家は、例えば10のマイナス5乗の確率というように科学的・数量的な評価しかできませんが、これをわかりやすく翻訳することが住民に身近な自治体の役割であるということでした。

3つ目は、「自治体の翻訳にバイアスがかかるのではないか」という不安です。自治体の役割の中には、リスク管理でありますので、それが伝わればいいのですが、場合によりましては翻訳にバイアスがかかるのではないかということが非常に不安であるというようなご意見でした。

4つ目は、3つ目のような不安がある一方、「専門家の言葉を伝える際、多少ともバイアスはかかりますが、最もバイアスがかからないのは逆に自治体である」というご意見でした。それは住民と身近な問題、近いレベルにあるものですから、非常にチェック機能が働くというようなお話だったかと思えます。

5つ目は、「自治体は、専門家と消費者の双方から監視ができるので、自治体の翻訳の中身を見せる（透明性を確保する）」ということが特に重要になってくるのではないかというご意見でした。

6つ目には、情報提供の方法としてインターネットというのは、非常に膨大な量を瞬時に提供するという点で有効な手段ではありますが、「インターネットを使うことのできないグループへの情報提供方法も考えなくてはいけない」というご意見でした。今後、相当利用率も上がると思うけれども、現状ですべてを網羅することは困難だというようなお話がございました。

以上のようなご意見を踏まえ、私どもといたしましては、リスクコミュニケーションを充実させるための視点といたしまして、「情報を迅速により広く、分かりやすく発信する必要性」を明示して、対応を検討していきたいと考えております。

次に、「緊急時の情報提供」についてです。これにつきましては、様々な事故事例に対し、多くのご意見をいただきました。

1つ目は、食品に限ったことではありませんが、事故発生時等において、事後の検証や原因糾明をきちんと行うことが重要とご意見がありました。

2つ目には、情報に意義を付加して提供することについて、「正確な情報」を提供することは非常に難しいことではないのかという意見がありました。またこれに付随し、たとえ正確でなくても、迅速に事実を公表することも重要ではないかというご意見がありました。要するに、「情報の正確性や内容すべてが整うまでは公表しない」ということではなく、とりあえず第一報を発出することも必要なのではないかということだと思います。

3つ目は、リスクという言葉は確率なので、一旦事が起きた時には、それは既にリスクではないので、危機管理マニュアル等で対応すべき問題であるというご意見がありました。つまり、リスクコミュニケーションのリスクというとらえ方を、様々な時点で区別して対応すべきではないかということだと思います。

これらのご意見を踏まえた「緊急時の情報提供」について、事務局としましては、平常時のリスクコミュニケーションによって関係者の理解と信頼を得ることにより、緊急時のコミュニケーションを円滑・効果的に行うことができると考えました。このために、リスクコミュニケーションの充実のための視点である「情報を迅速により広く、分かりやすく発信する必要性」への対応の一部として考え方を取りまとめていただきたいと考えております。

次に第2点には、「関係者との意見・情報の交流について」ということです。

自治体を実施するリスクコミュニケーションというと、大体説明だけで終始してしまうことが多いというご意見がありました。リスコミでは、説明だけではなくて双方向の話し合いが必要となります。このことにつきましては、当方で実施している様々なイベントでも、双方向の話し合いを実施するには時間的な問題や、技術的な問題があるように思います。

それから、クライシスコミュニケーションということだけではなく、地道な取り組みによる意見交換の進め方を検討すべきであるというご意見がありました。これは、いわゆる危機管理対応であるクライシスコミュニケーションだけを自治体は重要視しているのではないかということかと思えます。つまりクライシスコミュニケーションだけでなく、本来のリスクコミュニケーションという部分をどのように進めていくかが重要で、検討すべきで

あろうということだと思います。

3つ目に、専門家と消費者の格差を踏まえて、折り合うことが必要であるというご意見がありました。これもまた難しいことかと思えます。また、施策の決定においてリスクが必要であるというご意見もありました。このことにつきましては、都においても常に考えておきまして、現在徐々に進めているところです。

4つ目には、双方向の意見交換だけではなくて、その前段として一方向の情報提供も必要であるというご意見でした。リスクを支える様々な取り組みも検討の対象とすべきということでした。リスクの範囲のようなことについても様々なご意見をいただきました。

5つ目には、消費者の情報の受けとめ方も重要であるというご意見もありました。不要な買い控えなどを防止する上でも、教育、つまり食育が大切というご意見でした。

6つ目になります。リスクコミュニケーションにおいて一番重要なことは、マスコミがどのように受けとめるかであるという考えがありました。マスコミに正しく情報を伝達し、理解してもらうことがより重要であり、非常に大切という意見だと思います。

最後は、関係者が相互に取り組みを見合いながら進めていくことが重要であり、そのためのしっかりとした仕掛けが必要だというご意見がありました。やみくもにやるのではなくて、それなりの考え方、戦略を持って実施しなければならないということだと思います。

これら7つのご意見を踏まえ、リスクコミュニケーションの充実のための視点として「関係者の声によりきめ細かく対応する必要性」及び「関係者による議論をより深く進める必要性」を明示し、対応を検討して行きたいと考えております。

この2点の他に、国もリスクを進めており、Codexでも検討していますから、これらの状況を踏まえて、リスクのいわゆる教科書のようなものを取りまとめた方がよいのではないかというご意見がありました。事務局としましては、当然食品の安全に関するリスクとはどういうもので、どのようなことから必要なのかということは記載していこうと考えております。

それから、余り「あるべき姿」を考えることに終始するのではなくて、様々なことにトライアルしていくことが必要だというご意見を承りました。きれいな報告書をまとめるということよりも、リスクをどのように機能させていくべきかということが重要だということですが、このことについても具体的な対応の中でリスクを効果的に機能させるための考え方について検討していきたいというふうに考えております。

この資料1につきましては、主な意見を列挙し、今後の検討の方向性を取りまとめたものです。

資料1につきましては以上でございますが、座長、次はいかがでしょう。進めましょうか、それとも、ご意見をいただきましょうか。

【高橋（久）部会長】 今までのところで何かご意見、あるいはご質問はありますでしょうか。もしありましたらお受けして、もしなければ、このまままた続けていただきたいと思いますが、よろしいですか。

では、お進めください。

【小川食品監視課長】 それでは、資料2をごらんいただきたいと思えます。「第1回検討部会での検討結果のまとめ」として、今ご説明いたしました主な意見を踏まえて、第1回の検討部会で議論した内容を起こしたものです。

時間の関係上、文章を説明すると煩雑になる可能性がありますので、7ページをごらんいただきたいと思います。第1回の検討部会で検討をいただいた中身につきましてまとめております。これはあくまでもたたき台としてまとめたものでございます。

第1回の検討部会では、現状を踏まえて、また自治体がリスクミを行っていく場合の役割というようなものを踏まえて、都は何をやるべきか、今後どうすべきかと、そういう流れになっています。

まず食品の安全確保対策の現状ですが、これは、平成15年の食品衛生法の改正や食品安全基本法が制定された時に示されたリスク分析の考え方に基づく対策から始まっているというふうに記載しております。その中に「リスク評価」つまり健康に及ぼす程度・量の予測が示されており、リスク評価は食品安全委員会、つまり国の役割ということになっております。

次に「リスク管理」つまりリスク評価に基づいた様々な施策ということですが、リスク評価をもとにして、悪影響の可能性をできる限り小さくするための対策を実施しています。これには、法令の改正等で国の役割や自治体におきましては監視指導とか、情報の提供などが示されましたが、一般都民に対する相談窓口、その他様々な対策があるかと思っております。

我々自治体は、リスク管理の一番最先端を担っている組織ですから、当然リスク管理を充実していかななくてはならないですが、リスクがゼロになることはありません。そのため、「リスクはゼロでなければならない」という考えの方もいらっしゃると思いますので、その折り合いをどういうふうにしていくべきか検討していく必要があると考えています。

そこで、「安全」とは微妙に異なる心情的な概念、「安心を得るために」をテーマとし、消費者を含めた関係者がリスク低減に向けて意見を出し合い、参加、協力し、最も適切な対応を図ることが重要であり、これが「安心」につながると考えました。この「安心」を導き出すために、関係者がさまざまな情報や意見の交流を図り、理解と協力を進めるための過程であるリスクコミュニケーションが必要だととらえております。

ではリスクミにおける自治体の役割は何かということですが、それは、法を踏まえた上で、地域の課題やニーズに即した施策の決定及び実施と考えます。例えば監視指導、技術的支援、調査研究などですが、このようなことに対し、地域における具体的な施策に関するリスクミを実施するべきと考えます。リスクミの取り扱い範囲をある程度絞り込んで考えております。

以上のように、自治体は現場を持っていることから、「現場の取組」と一体となったりリスクコミュニケーションを実践していくべきということが、現状を踏まえた自治体の役割であると第1回ではご意見いただきました。

それでは、自治体としての都が実施すべきリスクコミュニケーションとはどういうことなのかということですが、東京都は大消費地であり、食品安全確保に関しては非常に具体的な取り組みを行っていますが、各論を取り上げてリスクミを推進していくべきだと考えました。

そのために、資料に掲げました4つの「ねらい」を考えました。印で4点ご覧いただけるかと思っております。1つ目は、「正確な情報と生活や事業に係る『意義』についての提供」としました。単なる形式的な情報を提供するだけでは、その情報の持っている意味とか、自分とのかかわりとか、そういうことがなかなか理解できない場合があります。そこ

で、都民及び事業者が日常の「疑問」を解決するために、情報提供には必ず「意義」を付加して、わかりやすく、身近なものとして提供していくべきではないかと考えました。当然、緊急時においては迅速に状況や対応を周知していく必要があると思います。

それから2つ目は、「施策への関係者の意見反映」です。リスコミを行っても、その結果が見えないようではいけないと思います。安全確保に向けて関係者がともに考えて、それぞれの役割に応じた取り組みができると思いますが、関係者の意見を反映した施策というものをある程度透明性を確保する意味からも必要ではないかということです。

3つ目は、「都の具体的な取り組みに対する理解の推進」についてです。先ほど述べた透明性ということですが、東京都はかなり地道に様々なことを実施し、情報も提供していますが、その情報の信頼性を高めるためにも、取り組みに対する理解を推進していくべきであろうと考えました。

最後に、「関係者の役割に応じた取り組みへの参加促進」についてです。実際に関係者との協力に基づいて効果的に施策を推進していくためには、参加していただくかなければなりません。都が単独で実施するのではなく、都民、事業者、行政がともに取り組んでいく必要があると考えました。

以上4点を、東京都が実施していくリスココミュニケーションの「ねらい」と考えました。

ではこのような「ねらい」を踏まえた上で、都が実施しているリスコミの現状はどうかということについて、資料に掲げてある3点にまとめられると考えました。なお、参考資料としまして「都におけるリスクコミュニケーションの取組」を記載した別刷りの紙を用意してあります。これは、前回の部会でもご説明した内容ですが、具体的なイメージを常に置きながらご議論いただくと、よりわかりやすく、また実りあるものになるかと思ひまして、参考資料といたしました。食品の安全に関する情報提供や意見交換、施策への反映のために、様々なところで記載されているような対応をとっているということです。

現状のリスコミで様々なご意見をいただいた後、やはり都におけるリスコミを充実させるためにはどういう視点が必要になってくるのかということについて、一番右の欄に掲げました。東京の地域特性には、自治体の中で人口が最大であるとか、非常に多種多様な食品が流通し膨大な情報が集積している流通の拠点ということがあります。このような地域特性を踏まえ、リスコミ充実に向けた視点を考えました。

1つ目は、「“役立つ情報”を迅速に、広く分かりやすく発信する」という視点です。様々な考え方や生活様式を持つ1,200万都民の食品の安全について理解を得るということは、非常に難しいと思いますが、要するに「とおり一遍にやるな」というご意見をいただきました。それから、関係者の疑問・要望に即した情報の提供や、平常時の適切な対応によって緊急時の対応を円滑・効果的に推進すべきであるというような視点があると思います。

2つ目は、「“率直な意見交換”を進める」という視点です。要するに隠すなということですが、科学的知識、生活信条、年齢などを背景に多様な考え方を持つ関係者との率直な対話の推進や、膨大な情報の中から正確な情報を把握し、関係者と疑問や意見をきめ細かく交換するということです。情報が多過ぎるとか、なかなかポイントの情報が得られないという方もいるかと思いますが、関係者それぞれの方が持っている様々な疑問にきめ細かく答えていくことは、よくよくは全体の方々が持っている疑問に答えることに通じるの

ではないかということを考えております。

それから最後に、「安全確保を“ともに考える”」という視点です。都内への食品供給者を含めて広く関係者が話し合いながら、取り組みを推進するという事です。対消費者、対都民ということだけではなくて、事業者の中でも食品の供給者とも対話を持ち、共に考えていくべきであると考えました。また、テーマに応じた議論をより深く進めていくべきということもこの視点において必要な事項と考えました。

今説明いたしましたこの「3つのリスクミ充実に向けた視点」というものが前回ご議論いただいた結果でございます。今日の部会では、この視点に基づくリスクミ充実の具体策をご検討いただければありがたいと思っております。

事務局からは以上です。

【高橋（久）部会長】 第1回検討部会の検討結果についてご説明いただきました。ただいまの説明で何かご質問がありましたらどうぞ。ご質問、あるいはご意見をどうぞ。

【小川食品監視課長】 当方から再度確認させていただきたいのですが、緊急時対応のクライシスコミュニケーションとリスクコミュニケーションというのは違うというのが通説ですが、自治体というのは毎日のように食中毒とか事件事故が発生しており、プレス対応などの緊急時対応を求められています。事務局としましては、今回ご検討いただくリスクコミュニケーションの充実に向けた具体策につきましては、緊急時における情報提供ということも含めさせていただいております。考え方は切り分けるべきと考えていますが、具体的な取り組みとしては含めるということについてご意見等があれば、お伺いしたく考えております。

【高橋（久）部会長】 ただいまのご質問を含めまして、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。松田委員、お願いします。

【松田委員】 今のお話ですが、緊急時においてどういう対策をとるかというようなことについては、リスクコミュニケーションの一環として、「あらかじめこういう事件が起きたときにはこういう対策をとります、それでよろしいでしょうか」というようなことを、リスクコミュニケーションを踏まえて決めるべきだと思います。事務局からお話がありましたように、頻りに様々な事件が起きるので、緊急事態の情報もそのまま消費者向けに頻りに提供する。これもリスクコミュニケーションの一部として考えていいかということについては、私は別段問題ないだろうと思います。

【高橋（久）部会長】 それに関連しまして、あるいはほかのご意見、ご質問をどうぞ。

【湯田委員】 私ども事業者としても、何か起きたときの緊急時の情報提供ということも事業者にしていただくということも必要ではないかと思っております。過去の例をとりましたが、O-157の事件ですとか、またBSEの問題に対しても、事業者としては、消費者に対する食の安全を保つという点で正しい情報が必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【高橋（久）部会長】 なかなか質問、あるいはご意見のポイントが絞り切れないでいらっしゃるかと思ひますが……。

それでは、よろしいでしょうか。また後ほどお気づきのことがありましたときには、戻ってということもあるかと思ひます。では、再度そういったことを含めて事務局での取りまとめをお願ひしたいと思ひます。



それでは、次の議事へ進ませていただきます。前回の検討部会で検討しました「充実に向けての視点」を踏まえて、「都におけるリスクコミュニケーションの充実策の考え方」について検討したいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

【中村食品安全担当係長】 それでは、説明をさせていただきます。

先ほど事務局の方から説明いたしましたとおり、3つの視点という形で前回の取りまとめをさせていただきました。それぞれの視点に基づきまして、どのような充実策の考え方があるのかということ事務局でたたき台という形でまとめたものが、8ページ以降に記載しております。

これもまた1つずつ項目を説明していきますと、若干時間をとる形になりますので、11ページに全体像を図でお示ししてございます。これに基づきまして説明させていただきます。

まず1といたしまして、「都民へ情報を『より広く、分かりやすく』発信するために」ということで、まずこの情報提供というのがリスクコミュニケーションの第一歩になるだろうと考えております。

その情報提供に当たりまして、まず1点目に、「情報の整備」ということがあります。発信するわけですから、そのための情報の整備というものをまずしていかなければならないと考えました。そこに書いてありますとおり、法令ですとか、あるいは都の事業、都がどのような事業に取り組んでいるのかという情報や、あるいは、食品のリスクに関する情報として私どもがやっております監視、検査の結果ですとか、あるいは事件事故の情報を整理していくことが必要かと考えます。その他には、国内外の施策の事例もあります。これはリスクコミュニケーションの事例も含めてということですので。以上のようなことを整理していくということです。

そのように整理された情報を次には「より広く発信」していこうということです。これにはインターネットという媒体もありますが、その他に広報誌や報道機関への公表など多面的な情報の媒体が必要になってくるだろうと考えます。この媒体につきましては、また後ほどご意見をいただきたいというふうに思っております。その他に、私ども東京都だけではなく、国や、あるいは他の団体がさまざまな情報を発信しております。こういうものを例えばホームページに単純にリンクを張るだけではなく、このリンク先にはどんな情報が載っているかというようなこともあわせて提供していくとか、保健所を初めとした様々な相談窓口を活用して情報を発信するということももちろん考えられるだろうと思います。また、先ほど教育が必要なのではないかと第1回目にご意見があったということをご紹介しましたが、そのための食育の推進を検討しております。それとともに、年齢層に応じた情報の提供、例えば今現在、子ども向けのサイトを設けておりますが、このようなものの充実を図り、また子供だけでなく高齢者の方にとっての食品の衛生情報の提供なども考えられるのではないかと考えております。次に、緊急時における場合ですが、報道機関への公表、また東京都のホームページのトップページへ緊急情報を出していく、さらにはホットラインの設置とか、そのような形で情報の発信ということをしていくというように整理しました。

それから、その情報の中身の話ですけれども、「よりわかりやすく発信」をしていこう

ということで、第1回目からいろいろとご議論をいただいておりますが、科学的に正確な情報に加えてさらにその情報の持つ「意義」というものを付加して提供していこうということです。やはり科学的に正確なというのは専門性の高い内容になってまいりますので、Q & Aというようなよりわかりやすい形で提供し、その内容については、例えば食品安全情報評価委員会という組織を東京都は持っていますから、そのような場で一般の都民の方にもわかるような形、方法を検討していった発信をしていけるのではないかと考えています。また、法改正とか制度改正というものが頻繁にございますが、これらは非常に情報量が多い場合があります。この場合には速やかに要約したようなものを作成し、提供していくという取り組みもしていけるのではないかとこのように考えております。

次に2番目の「『きめ細かく』意見・情報の交流を図るために」ということで、いわゆる双方向の意見交換と情報の交流についてです。

これにつきましても、一定のステップがあると考えました。まずは関係者の疑問、あるいは要望の把握をきちんとする必要があります。特に都の場合は1,200万という非常に膨大な都民を抱えておりますから、そういう人たちの声にきめ細かく対応できる仕組みが必要です。

そのためとして、まず相談とか問い合わせの内容の整理をしていくことが必要であり、先ほど申し上げました保健所を初め、さまざまな相談窓口がどこにあって、どういう内容について相談を受けているかということをお知らせし、そこに寄せられた相談や問い合わせを次の意見交換のテーマという形で活用していくという仕組みが1つ考えられるのではないかと考えています。

それから、発信した情報を都民の方々がどのように受けとめているのかを把握していくため、例えば都民モニターという制度や、ネット・フォーラムというような形で、関係者の方々の意見交換の場を活用して意見や要望を集約していき、次のその意見交換というところに反映していくという流れも1つ考えられるのではないかと考えています。

では、実際に意見交換、情報の交流していくうえで、1点目としましては、さまざまな機会の活用をしていこうということです。今現在、私どもでは都民フォーラムなど、関係者の方が一堂に会しまして、その場で意見の交換、情報の交換なりを行う場があります。実は明日開催予定なのですが、そのような場を活用し、幅広い意見や情報の交流を図っていこうと考えています。

それから、東京都が設けたそのような場だけではなく、様々な団体や区市町村が行う意見交換の場もあります。そのようなところに積極的に参加をしていくということが1つあるでしょうし、また今現在、東京都が実施している意見交換のノウハウについて区市町村などへ技術的支援を行うことも考えられるのではないかと考えています。

それから、実際に意見を交換するだけではなく、私どもが実際に実施する施策への意見の反映という部分では、まさにこの食品安全審議会という審議会がございますので、そこでの検討や、あるいはパブリックコメントの募集結果などを施策へ反映させていくことを考えています。

さらに、各保健所に設置されている地域保健医療協議会の関係者の方に参加をいただき、各地域での保健、医療の施策への意見反映という場があります。このようなものを活用しながら、各地域での意見反映も図っていけるのではないかと考えております。

それからさらに、「関係者の方の参加の促進」として、そういった意見交換の場へ積極的に参加してもらうため、パブリックコメントや、意見交換の結果が私どもの施策にどのように反映されたかを発信していきます。そのことによって、関係者の参加意欲を促進するような取り組みも必要なのではないかというふうに考えられます。

それから、大きな3番目として、「食品の安全確保を『ともに考える』ために」実施する策ですが、その1つとして、テーマに応じた議論を継続することで議論を深めるというようなことを冒頭にちょっとご説明しましたが、そのような場も必要なのではないかと考えます。実際の意見交換は単発で行っているようなものが多いのですが、テーマによっては継続的に意見交換を実施するような取り組みも必要ではないかと考えました。そのために、食品安全審議会という既存の組織がございますので、例えばこの審議会の部会をそのような場で活用するとか、そのような形で関係者の方々の参加を図っていくということも考えられるのではないかなと思っています。それから、切り口が違いますが、各地域での意見交換も推進していこうということです。そのためには、実体験を踏まえるということが必要なのではないかと考えますので、生産製造現場を見ていただきまして、その上で各地域での意見交換を推進する取り組みも考えられるだろうと思います。

それから、そういうものを東京都が実施するだけではなくて、事業者の方が主体となって取り組めるように、例えば実施方法としてはこんな方法がありますよ、実施するためにはこんな注意点がありませんかというようなことを東京都が情報提供していきながら、事業者の取組みを推進していくことも考えられるのではないかと考えております。

それから、3つの視点からはちょっと外れますが、下の方に4番目としまして、「適切なリスクコミュニケーションを総合的に推進する人材の育成」というようなことを書いてございます。

今申し上げましたリスクコミュニケーションを第一歩としての情報提供から最後の協力と理解に向けた取り組みという流れまで、一貫して企画、調整、あるいは説明というものを担える人材の育成が、東京都として必要ではないかと考えています。このためには、当然計画的な人材育成ということもありますし、またそのような人材が活動しやすいように、東京都としてリスクコミュニケーションというものをどのように進めていくかという規範

規範というのは大げさですが、いわゆる心構えのようなものの作成も必要になってくるのではないかと考えています。

以上が、今事務局の方で考えております充実策の考え方のたたき台でございますけれども、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

【高橋（久）部会長】 ただいまのご説明にご質問等ありましたら、どうぞ。

はい、どうぞ市川委員。

【市川委員】 資料の3の9ページの上方の3番目のところで、「より分かりやすい情報の発信」という項目があります。その中に「科学的・専門的な内容を提供する際には、必要に応じて東京都食品安全情報評価委員会において情報提供の内容・方法等を検討し、活用する」とありまして、これはとても必要なことだと思いますが、これに「既に出した情報についても検証し、必要であればその改定なりを加えていく」というような文言を加えていただけないでしょうかというお願いです。

具体的な事例で申し上げますと、昨年の6月に東京都から、子どもに対する化学物質のガイドラインという冊子が情報提供されていると思います。またこれは、ホームページでも閲覧できるようになっていると思います。その3部作になっている中に「食事編」というものがあるのですが、その中身を読んだときに、私は化学物質とか環境ホルモンの専門家ではありませんけれども、1人の都民として環境ホルモンの現状にちょっと合わない表現ではないかなと思うようなところが多々ありました。情報とか、様々なデータとか、分析の結果、またその評価というものも時間とともに変わったりもしますので、必要に応じて出した情報を検証して、必要なところは改めていくということが必要だと思います。インターネットなど大量に多くの人たちが情報を閲覧できるような場に提供しているものであれば、余計に早く中身の検証というものをぜひ行っていただきたいと考えます。

【高橋(久)部会長】 今、この市川委員のご発言は、9ページの(3)の、「科学的・専門的な内容を提供する際」ということで、手っ取り早く言ってしまえば、既に出した情報もバージョンアップしていくということですね。

【市川委員】 はい、そうですね。

【高橋(久)部会長】 事務局、何かご発言があればどうぞ。

【小川食品監視課長】 これは去年もいろいろと議論になったところですが、科学的知見というのは現時点でということですので、当然状況が変わればその評価も変わってきます。それは当然ですから、一度出したものは未来永劫そのままということは考えておりません。先ほど例で出された子供に対する化学物質のガイドラインにつきましても、内分泌かく乱化学物質に対する専門家の考え方も徐々に変わってきておりますから、当然見直しの必要性が生じてくると考えております。

それから、中身のことで、東京都は数年前から健康食品などのリーフレットやパンフレットを作成しておりますが、一度出したものをバージョンアップするときには、必ずより見やすく、よりわかりやすい方法で改定しております。今、市川委員がおっしゃったことはそのとおりだと私どもは考えております。

【林委員】 ちょっと今のお話に関連して、よろしいですか。

【高橋(久)部会長】 はい、お願いいたします。林委員。

【林委員】 今の(3)「より分かりやすい情報の発信」というところですが、ここで言っていることは、簡単に言うと一次的な科学的な情報を加工することだと思います。これは素人には難しくてよくわからない。そこでかみ砕いて、「良い」というものを付加して提供しましょう、こういう話だと思います。それはそれで結構ですが、その一次情報を加工したときには必ず何らかの主観が入ってきて、バイアスがかかるものだと私は思います。できるだけ客観的というか、中立的なものであればよろしいのですが、往々にして、そうならないこともあると思います。

ですから、今の市川委員のご意見は時間の問題ですけれども、時間の問題でなくある時点においてバイアスがかかるということについて、どういう歯止めをかけるかということが重要と考えます。後で補正できるとか、あるいは、付加された意義について第三者が評価できるだとか、あるいは、加工しない原データも同時に見ることができるとか、そういうちょっと幅の広い取り扱いが必要なのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【高橋(久)部会長】 事務局、お願いいたします。

【小川食品監視課長】 まず評価、それから解説、意義を付加するときの客観性のことだと思います。私どもの方では食品安全情報評価委員会という専門家の集団を持っており、できるだけこのようなところにご意見を伺うようにしております。それから、先ほどの子どもガイドラインについても、行政側の判断のみでつくったものではなく、専門家が検討している場で敲いた上で、出したものです。

ですから、行政が勝手にやってしまうというようなことは、今のところ余り考えておりません。今おっしゃったバイアスをできるだけ取り除くために原データを出すことも方法としてあるかと思えます。しかし、原データをお見せすることはできますが、膨大なデータもあります。そのため、すべてインターネットでオープンすることにより、閲覧することはできますが、ますますわかりにくくなる可能性もあります。現実的には、情報源情報みたいな形で、出典を示すことになるかと思えますが、わかりやすい情報と、バイアスのかからない情報など様々な情報の出し方というのは工夫しなくてはならないと思えます。

【高橋（久）部会長】 大変重要な点だと思いますので、その辺、ご検討よろしく願いたいと思います。池山委員。

【池山委員】 8ページの1、(1)の3つ目に、「国内外の研究機関からの情報」というのがありますが、国内外の研究機関といっても、数限りなくあると思えます。一応公的なものもありますし、企業もありますし、大学なんかもありますけれども、これはすべてひっくるめてということでしょうか。

というのは、最近、企業なども盛んに研究所を設立し、自分の企業の中だけでの研究し情報を蓄積するというのではなく、社会にどう貢献していくかということも盛んになっております。日本生活協同組合なども膨大な様々な情報を持っていますので、集めるのは大変だとは思いますが、1つのところに偏らず集めていただいて、選択する際にはちょっと考慮したうえで情報提供するということがあると思えますが、その辺のところはどうお考えですか。

【小川食品監視課長】 膨大な情報の中で、信憑性とか様々な問題が出てくると思えます。これは伝え聞いた話ですが、よく学会の中でも意見が分かれ、学会の主な人たちが支持している内容と、一部の人たちが支持している内容とあった場合、マスコミなどの取り上げ方というのは、少数派の部分がより強調されて出されてしまうことがあるようです。このような場合も、その内容については、学会での議論の本流をきちんと確認しないと、ずれた情報が一般的な情報として出されてしまうこともあるのだそうです。

私どもが収集する様々なリスク情報というのは、少なくとも外国の公的機関から出されるものを収集しており、その信憑性については、私どもの食品安全情報評価委員会である程度目を通していただくことで担保する方向で今進めているところです。しかし、すべての分野の専門家がいるわけではないので、そのような場合における科学的知見の信憑性については、その出典が情報の持つ正しさの根幹をなすところだと思いますので、今のところ私どもはこのような方法で行っております。決して民間のデータが云々というのではありませんが、データの取扱や収集の方法については、私どもも難しいところだと考えております。もしご意見があればお伺いしたいと思います。

【中村委員】 順不同になりますが、今のことに関連して申し上げますと、今、事務局からお話があったように、データの信憑性というのは常に問題になるところですが、1つ

は、そのデータの出所がどこかということを示すことが非常に大きなことだと思います。データの中身と同時に、「だれが」、あるいは「どこが」出しているかということが信憑性を高めることになります。ですので、必ずある程度方向性が決まったデータであれば、どこが出しているかを明示することは有効だと考えます。

それから、民間の会社が出している情報というのはどうしてもバイアスがかかりがちなものですから、それはデータの出所を明示することによって、そのデータの信憑性というところがおかしいですが、角度といいますか、信憑性の度合いがある程度わかると思います。

論争になっていることについては、正直言って、メディア、マスコミの情報というのはバイアスがかかっています。というのは、非常におもしろいことについてはよく書きます。ですから、現在論争になっていて、いろいろ意見が分かれているということ、集める際あるいは提示される際に正直に書かれる方がいいと思います。それは5対95の論争なのか、1対1の論争なのか、その数もわかれば正直に明示した方がいいと思います。

我々がよくいうことに、「5対95の原則」というものがあります。これはアメリカのマスコミの学者が出したのですけれども、関係者が、反対5、賛成95の割合だったとしても、新聞紙上のときには1対1になってしまいます。そういう取り上げ方をしてしまうのです。それはやむを得ない部分もありますが、弁解する意味ではないのですけれども、書き方によっておもしろいからなのです。ですから、いいか悪いかは別にして、マスコミの情報というのは必ずある意味でのバイアスがかかっていることを承知しなくてはなりません。ですから、論争になっているものは「論争になっているんだよ」ということを付加して情報提供されないと、受け手側は迷ってしまうということになるかと思えます。それから、かなり方向性が定まったものについては、その情報を持っている、あるいは出しているところ、出所した先はどこかということを示すことが、情報の投げかけの信憑性を高める一つの手かなと思います。

【高橋（久）部会長】 今のことに関連してちょっと私見を言わせていただきます。まさにデータの信憑性と、論争になっていることに関する問題ですが、元のデータが、膨大でどうしようもないということもあるのかもしれませんが、少なくとも文献があるならば、ジャーナル名と、発刊時期、そしてタイトル、著者、それだけでも書いてあれば、興味のある人たちやそのグループが、元論文を読み合い、例えば東京都に、東京都としての見解はこうだけれども、私たちはこう考えるというような意見も出せるのではないかと思います。やはりリスクコミュニケーションにおいては、意見交換がすごく大事だと思います。

私も、膨大な論文を読んで情報を自分なりに解釈していますが、この1つの論文を複数で読み合い、それに基づいて文章を書けたらどんなにいいだろうかとしょっちゅう思います。ですから、そのようなことができるために、行政として何か判断を都民に示すものが必要だとは思いますが、同時に、それはこういう元のデータ、こういう文献に基づいてこういうふうに判断したということをごまかしてほしいと思いたいです。

別なことでも結構でございますので、どうぞお願いいたします。

【松田委員】 今、座長のおっしゃったことは全くもっともだと思いますが、そうなりますと、どうしても専門家だけの意見ということになります。元データもそうですが、出所も恐らくその1つになってしまうと思います。素人の方が見ても、これは一体何だろう

と多分わからない。そのようなものを出し過ぎると、消費者が一体何を見ていいのか余計によくわからないということに多分なるだろうと思います。

ですから、以前にも申し上げましたが、その辺の情報をどのように消費者にわかりやすく提供するかということが非常に重要なことだと思います。が、やはりかような形で情報を出ざるを得ないだろうとも思います。そこで、一番初めに、論争があるものならば、「これは論争がある情報です」というようなことを一言付して出すくらいのことしかできないだろうと思います。そして、出所を明示しても、多分普通の方はそんなものは見ないだろうと思います。

そういったいわゆる素人　素人というのはちょっと言葉がおかしいかもしれませんが、一般の消費者がそのような本当にわからない専門的な知識に直面したときに、どのような判断をするか、またどのようなとらえ方をするかということは、我々も全然わかりません。今後、調査を進めて勉強しなければならない、非常に難しい分野だというふうに思っています。

元データを出すのはいいですが、先ほどおっしゃいましたけれども、元データをそのままネットに掲載しますとネットも重くなりますし、一般の方が間違っただけでそのページを開いた場合、これは何だろうと戸惑うと思います。数字の羅列が一面に表示され、全然役に立たないということになると思われます。ですから、それは入り口だけ示しておいて、もし専門でわかる人がいたら、そのページを閲覧してもらおうようにすればよいかと思います。

論文も多分同じだと思いますが、このような方法で、本当に知識を持った、適切にきちっと判断できる人向けには入り口を設けておき、それ以外の人には、様々なコミュニケーションによって都の方に上がってきた意見等を消費者にわかりやすいような形で出すというような、要するに「多様な情報」を出していくというのが非常に大事なんじゃないだろうかという気がします。

それと、先ほどの中村委員のお話は非常に興味深かったのですが、5対95の原則で、たまにこの5の方が本当だったりすることもあります。多分BSEの時もそうだったと思いますが、その判断がよくわからない。最初は、人間に感染するなんていうことを言っている人たちは奇人変人のたぐいだったと思います。それがいつの間にか、実際にやってみると感染し、これは大変だと大騒ぎになりました。5対95が1対1になるというのも、やっぱりこれはメディアの一つの機能だろうという気もしますが、その辺の判断というのも非常に難しいと感じます。

都の方には非常に難しいことばかり要求しているようで、一体どうすればいいのかというと私自身もよくわからないところもあるのですが、ただ非常に難しいことには間違いないので、様々な試行錯誤をする必要があるだろうなという気はしました。

【中村委員】　5対95の議論というのは、確かに結果を見れば5の方が正しかったというケースもあると思いますが、どちらが正しくないかというのは本当に将来にならないとわからないから難しいともおっしゃったと思います。論争になっていて、どちらが正しいか判断がつかない場合には、うまく「予防原則」といいますが、　予防原則より「予警原則」の方がいいと思いますけれども、「予防原則」を少し加味して、少しモラトリアムが発動できるような仕組みが何かあり、その間に一生懸命、5が正しいのか、95が正しいのかということを検証する期間を設けられるのであれば、これをうまく活用してみる

という手はあるかと思えます。

【小川食品監視課長】 具体的にそのモラトリアムの仕組みというのがちょっと……。

【中村委員】 恐らく都だけでは難しいと思えます。都の管轄内、東京都の中で例えば B S E の問題が起きたときに輸入牛肉を使わないとか、やめることが発動できればいいですが、今の仕組みではできないと思えます。例えばそういうことができればいいなと思っただけでして、具体的なケースはまだありませんが、このようなことも、予防原則を組み合わせ考えてもいいのではないかなと思えます。

といいますのは、5 が正しいのか、9 5 が正しいのか、論争をしている最中はわかりません。結果的にやっぱり少数派が正しかったということもあり得るかもしれません。これは我々メディアもわかりません。ですから、結果的にやっぱり 5 が正しかったじゃないか、少数派が正しかったのではないかなと報道します。勝てば官軍というのもおかしいので、ではそのときに予測できていたのかというと、そのような予測をしている人は少ないのです。ですから、うまく予防原則を組み合わせられるような仕組みというのも長期的に考えてもいいのかなという気がします。

【岡本委員】 私も、B S E のように実際はどうなのかということが科学的に十分はつきりしないで、行政的な温度と、それから世論の温度と、科学的な状況の確認との間に乖離の大きいものについて、どういう扱いをするのかということは、一般論として、例外論のような情報提供についての指針を別建てでおつくりになる方がいいような気がします。

例えば肉が心配なんじゃなくて、本当はカレールーが心配なのだとか、スープの粉が心配なのだとか、そういうことを言い出すと大変なことになります。ですから、例えばリンクを張ることにするのか、それもやめるのかとか、しかしリンクを張ると、どこへリンクを張ったということについて、また都の責任がどうなのかということは出てくると思えます。

そうすると、そのような種類の情報については、例えばリンクを張るならばこういう方針でリンクを張りますとか、あるいは張りませんというような、何か方針を文書化しておかれて、その文書を直ちに公開するかどうかわかりませんが、そういう事実がまだまだ十分はつきりしないとか、検査制度に議論があるとか、改善の余地があるとか、そういうものについてどのように扱うのかについては、一般原則を別建てでお決めになるといいような気がしますけどね。

【高橋（久）部会長】 事務局、何かありますか。

【小川食品監視課長】 事務局も非常に悩んでいた部分でございまして、別刷りの参考資料の 3 ページをちょっとごらん下さい。これは、私どもが「都におけるリスクコミュニケーションの取組の現状」として整理したものです。「リスクに関する情報提供」の前段に「リスク情報の分析・整理・評価（リスクミの戦略形成）」ということを明記しました。これは、リスク情報がある程度公表しなくてはならない状況に置かれた時、ただやみくもに情報を出すのではなくて、その影響の度合いやきめ細かさなど様々な戦略がある程度は練って出すべきではないかということです。つまり、行政内での調整や専門家による検討を踏まえ、十分検討した後に提供するということです。

無防備に情報を出すと、場合によっては風評被害であるとか、混乱、不信ということにつながりかねませんから、この前段の戦略が重要な点と考えています。リスクコミュニケ



ーションというのは、一旦火がついてしまったことを消すために行うのか、それとも、そのようなことが起きないように事前に十分に対応策を練って、リスク情報というのをきちんと提供していくべきなのか、2つの考え方があるかと思います。私は後段の方だと思っているのですが、現状を見ますと、既に起こってしまった騒ぎを沈静化するために、後追いで情報提供するというのがリスクコミュニケーションであるように思われる節もあります。私どもの行う情報提供というのは、住民の生活に直結している話であり非常に重要ですから、今しがた先生方がおっしゃったような情報を提供する前にいろいろな手だてを講じることの重要性についても、ご意見があれば教えていただきたいと思います。

【岡本委員】 一般論として、国の施策と都の施策の間のすみ分けの問題も考えないといけないと思います。例えばBSEの例は、どちらかという東京都固有の問題ではない部分が多いですから、まだ余り心配ありませんが、以前、放送局が所沢の野菜に汚染があると報道した例がありました。例えばあのような例になってくると、かなり東京都の問題になりますよね。そうすると、例えばモデルケースとして、あのようなことがあったときに、次回から東京都としてはどのような姿勢でその事態に臨まれるご意向なのかということを一週考えて、それからこれがうまく機能するかどうかを考えるというふうなことになるのではないのでしょうか。

【小川食品監視課長】 前回の第1回の部会の際に、私どもが直面した幾つかの事例を資料としてつけさせていただきました。まず1つ目は、多摩地域でウリ科の野菜からデイルドリンが検出され、公表しなくてはならないときに、どういうふうなことをやれば、一般の人たちが余り不安にならずに、また農家の人たちの対応策もある程度考えたうえで公表できるか熟考しました。その結果、安全性の問題と、原因をきちんと公表すると同時に、ウリ科というのは非常にそのようなものを吸収しやすい性質があるので転作を推奨すること、問題の発生域は東京都だけなのか、23区は大丈夫なのかということも全部公表したところ、皆様のご協力もありまして、ほとんど騒ぎにならずにおさまったというケースでした。

自治体としましては、都民の方々に、危険な部分と、その危険の度合いの持っている意義ですね、そのようなことを理解しやすいように提供していくべきと考えておりますが、今、岡本先生がおっしゃった内容というのはそういうような話でよろしいでしょうか。

【岡本委員】 はい、そうですね。

【中村委員】 少し戻ります。先ほど松田委員がおっしゃいましたが、一般の素人の方が難しい情報に直面したとき、どういう態度、反応を示すかということがわからないということがありました。確かにわかりません。でも、1つ言える反応は、そこで思考停止してしまうということです。難しい言葉に当たったら、それ以上は考えられなくて、読み手自身が次にどう行動していいかわからないから、何も行動しないというのが大半ではないかなと思います。

これは余談ですが、うちの社の人を見ていると大体そうですね。難解な科学用語があると、それ以上考えることをやめてしまい、「難しいからやめちゃった」ということになってしまう。大半がそうではないかと思います。このような状況を打破するためにも情報の多様性というのが重要で、だれが読み手か、だれが情報の受け手かをきちんと考えて、様々な情報の内容を吟味する必要があると思います。ですから、一般市民とか一般公衆に

対してはかみ砕いて表現しない難しいと思います。バイアスがかかると先ほどおっしゃいましたが、バイアスはゼロとは言えないまでも、なるべく小さくして、物事の本質はこう考えてくださいよ、こう行動しなさいよということも含めて提供することが必要になります。

こういったことを踏まえた上で伺いたいのですが、このような際に受け手側に立って、どういう内容を欲しているとか、どういうことが知りたいということを考える人たちは都にいらっしゃるのでしょうか。あるいは食品安全情報評価委員会の中にいらっしゃるのでしょうか。つまり都には、このような「やさしく語る専門家」というような者を契約若しくは、都庁内でも結構なのですが、いらっしゃるのかどうかということです。

【小川食品監視課長】 資料3-2の一番下に下支えしている部分に、「適切なリスクコミュニケーションを総合的に推進する人材の育成」ということが書いてあります。これは常々私どもの方も考えているのですが、結論から申しますと難しいことです。必要性は非常に理解していますが、実際には手立てを持っていません。先ほどの科学的な知見をわかりやすく読み解く能力---科学的な知見をお持ちで、且つ読み解ける能力だと思いますが、私どもは、それに加えて説明、プレゼンテーション能力があり、更に全体の企画もできるような人を育てたいと思っているのですけれども、なかなかできなくて……。

人材育成に関し、1ついい参考例がありました。NHKの「週刊こどもニュース」という番組があります。この番組には、3人の小学生がキャラクターとなり番組が進みます。番組を短期間に制作するために、ある程度作り上げた「たたき台」を、その小学生に説明して、きちんと理解させるまで疑問を引き出し延々と話し合いをするそうです。小学生は勿論ほとんどわかっていません。その話し合いでは、読み解き、書き直す人として、NHKの記者のOBが2人いるそうです。記者のOBが2名いて、なおかつディレクターがいて、そこに解説委員がついていて、方針的なところも全部決めて進めていきます。その4人か5人のグループが、3人の子どもと1時間や2時間話し合いをし、その原稿を修正して書き上げていく。つまり、それくらいの人材をそろえて、なおかつ話し合いを進めていくと、大方わからないことがだんだん見えてきて、表現できるようになるそうです。そのように聞きました。

私どもも、そのような人材をそろえて、緊急性のあるものから通常のものまであらゆるケースに、常に対応できるような職員を育てたいと考えているのですが、どのようにしていいのかわからないのが実状です。

【中村委員】 今、小川課長がおっしゃったことそのままなのです。要するに、情報の受け手側の方に話し合いの場に入ってもらい、どういう情報だったら受け入れられるかということを中心に吟味できる人材であればいいと思います。ですから、先ほどおっしゃった、記者OB、解説委員OB、そういう方が入って小学生と話し合いをして、どういう情報だったらわかりやすいですかということをおさんざん1時間ぐらい議論すればいいと思います。ここに育成と書いてありますけれども、何も人材養成というふうに捕らえなくても、人材はいないわけではないのです。ただ、要するに十分に活用できていないだけだと思います。

身近な例で言いますと、記者OBの中でも、どうしたらやさしく一般の方に伝わるかということを考えている人はいっぱいいます。そういう人を活用できる仕組みがあると、よ

りわかりやすい情報の伝達の仕方が見えてくると思います。なおかつ、それと同様に組み合わせ、情報の受け手、一般大衆、特に都民モニターと書いてありますけれども、そういう方に入ってもらって、どういう情報ならば読んでみようかな、あるいは見てみようかなという興味を引くようなことを、外部委員会、そんな物々しい名前ではなくても例えば本当にアドバイザー的なちょっとしたものをつくり、そこでの情報交流からヒントを得るといのもあるのではと思います。

あるいは、外部の方々を入れてやった方がよいというヒントを、例えば都庁なら都庁の事務局の方が得られるというチャンスについてちょっと探りを入れることは、人材確保のためには必要なことだと思います。決して人材がないわけではありません。要するに、どこにいるか、どういう活用の仕方がいいのかということが見えてこないだけだと思います。あるいはおわかりにならないのかもしれませんが、余りにも「立派な人」たちの仕組みを活用し過ぎようとしているのではないかと思います。

余談になりますけれども、最近はアウトソーシングが流行でして、例えばリスクコミュニケーションの場合でも外部委託とおっしゃるところがあります。外部委託といえれば必ず「電博」と我々は言いますが、電通・博報堂に依頼するのが大半です。彼らは業として、会社としてやりますから、当たり前のことしか出てきません。むしろ逆に言えば、フリーで動いている人をうまく活用すれば、何ら打算もなく自分たちのやってきた知恵や知識を生かすということができると思います。

ですから、そういう何か組織づくりといいますか、会づくり、懇談会づくり、外部アドバイザーグループづくりというようなものを心がけた方が、より実りのあるものができるのではないかという気がします。

【市川委員】 わかりやすい情報提供というところについて、先ほど小川課長がおっしゃったように、様々な知識を持った方とか、かみ砕く場を活用して、適切なわかりやすい情報を提供するというのは、それはそれですごくわかります。しかし、それと関係者との意見交換、いわゆる顔と顔を突き合わせた、リスクコミュニケーションと言われている意見交換をする場をファシリテートしていく役とは多少違ってもいいのではないかと私は思っています。

環境省は化学物質アドバイザー制度というのを制度化していると思います。本当は化学物質に関するリスクコミュニケーションをそういう方々が担っていただいているはずですが、私も実際どれくらい行われているのかとの詳細はわかりませんが、少なくとも地方自治体レベルで化学物質に関するリスクコミュニケーションが活発に行われているという印象は余りありません。アドバイザー制度というものでリスクコミュニケーションを進めたいと思っている思いと、人材が、適切にうまく機能していないのではないかなと考えます。

東京都の場合、環境局では、環境学習を進めるに当たって、「環境学習リーダー制度」というものをつくりました。これは、東京都が養成したリーダーが、自分の地方自治体、区市町村に戻って、地元で学習を展開していくため、ローカルに活動する人を育成するというコンセプトで設立された制度です。このような考え方で、食に関するリスクコミュニケーションを担う地域の人材というのも、一旦は東京都できちんと基本のところを養成して、地域に戻って同じようなペースの人たちが活動できるような、そういう仕組みも一つぜひお願いしたいと思います。予算の関係で、現在は東京都の環境局ではこのような養成

講座は行っておりませんが、過去にそういう事例があって、現在も各区で活動しているという現状がありますので、このようなことも事例としてお伝えしておきます。

【林委員】 この10ページの文章を読むと、都庁の中の人材育成と読めるのですが、もちろんそれも重要ですが、今おっしゃったようなもう少し幅の広い、いろんな団体だとか、グループだとかの中の人材育成や、科学的知識を十分身につけている人ではないが、一般的な社会的常識を持っている人がそういうものを習熟していくということは大いに必要だろうと思います。

今、環境省の例が出されましたけれども、例えば農水省では「食育ボランティア」という制度を実施しています。このような食育を担っている人たちも、リスクコミュニケーターというのでしょうか、そういう素質を持っている人はいると思うので、少し広がりを持ったところで考えた方がいいのかなというふうに思うんですけどね。

【高橋（久）部会長】 食育ボランティアというのは、食改推がそういう名前を変えて、むしろ食生活改善推進委員が……。

【林委員】 必ずしもそうではないようです。

【高橋（久）部会長】 今、この11ページの4番の林委員のご発言は、これは都庁内の人材育成に限られるようだけれども、もうちょっと広い範囲での養成をとということではよろしいですね。市川委員のご発言も同様の趣旨ですね。

どうぞ、お願いします。

【松田委員】 今の食育ボランティアの話ですけれども、私も詳細については知りませんが、何か実際に農家に滞在するようなもので、生産者の協力者を育てるというものではありませんでしたか。

【林委員】 それだけでもないようです。

【松田委員】 先ほどの人材育成についてですが、これは2段階程度で考えるべきだと思います。企画とか調整というようなことは、ある程度専門的な知識を持った方を都の中にきちんと育てる必要があるでしょう。さらに都民の中にもある程度の知識を持った方を育てる必要があります。このようにして育てられた方と都だけで実施しても、やっぱり本当の一般消費者の声は届かないと思います。市川委員には申しわけないですが、意識的にも一般の消費者とは随分違うと思います。池山さんも同じですが、消費者モニターなどのような方たちの話を聞いても、一般の消費者とは多分別の話を聞いていることになってしまうと思います。ですから、そういう方たちが本当の一般消費者とコミュニケーションできるような場をもう一つつくて、それを支援するというのが非常に重要なのかなという気がしました。

それと、話は大きく変わりますが、最初の小川課長の質問で、「騒ぎの前なのか、後なのか」という話がありましたが、リスクコミュニケーションの本当の活躍の場というのは前だと思います。要するに、事故が起きる前にどうやって防ぐかというのがリスク分析の役割ですから。前回もお話ししましたが、事後からはクライシスコミュニケーションになり、被害の拡大をどうやって防ぐかということが目的となり、おそらくコミュニケーションをやっている余裕がないだろうと思います。

先ほど出ました所沢のお茶は、被害が発生したのかしないのかよくわからないという状態だったので、リスク分析の対象にしてもよいと思いますが、その一方、先週紹介があっ

たものは、実際に問題が起きた後にどうやって対処するかというお話だったと思います。ですから、そのようなものに関しては、「一般的にこのような事故が起きたときにはこのような対処の仕方をします」ということを定めた危機管理マニュアルを、きちんと決めておいて、それに則って迅速にやる必要があると思います。緊急時には、コミュニケーションをやっている余裕は多分ないだろうと思います。

ただ、マニュアルはそれで別にきちんとつくっておく必要がありますが、事故が起きたときにも、「こういう事故が起きました」という情報を頻繁に流すのは、リスクコミュニケーションの一部としてとらえても良いのではないかと思います。やはりリスクコミュニケーションというものは、事故が起きる前に、事故が起きるのをいかにして防ぐかということに役立つのが本来の姿だと思います。

【小川食品監視課長】 確認したいのですが、未然防止という話と、何らかの事象が発生若しくはデータが流出し、事後に公表しなくてはならないという2つの場合があります。リスク情報として一般都民に公表せざるを得ないという場合も、無防備に公表してしまえば混乱が起きてしまうと思います。例えば、買い控えが発生してしまうというような混乱を防ぐ、若しくは必要最小限に留めるというような「上手な公表の仕方」がリスクコミュニケーションとしても重要な視点なのではないかと考えていますが、いかがなものでしょうか。

【松田委員】 その辺は本当に難しいところですが、先ほど中村委員が思考停止すると仰いましたが、この間の所沢のときもそうでしたが、消費者の大半は、メディアが無造作に情報を提供すると本当に思考停止してしまいます。その情報を信じて買うのを避けるということになってしまうので、情報を出すタイミングというのは非常に難しい。確かにそう思います。

ただ、それはリスクの大きさを考えて、もし真実であれば死者が出る可能性があるときには出すべきだと思います。カイワレの0157事件では、厚生労働省は裁判で負けましたが、私自身はあの公表をしたのは間違っていなかったと思います。リスクを考えて、人の生命に関係することだから出すという判断をされたと思います。一方で、本当に事件に関係のないカイワレ業界の方は大変な被害を受ましたが、そのような場合にはまた別の方法できちんと補償するという制度が、本来はなければならないと思います。

鳥インフルエンザのときも多分そうだったと思いますが、隠すことによって被害を拡大する可能性がありました。「隠さないで十分出した方がみんなのためになります」という制度が背景にないと、これはうまくいかないと思います。ただ、これはリスク分析、リスクコミュニケーションと直接関わってはきませんが、出すか出さないかというのは、行政の側が、リスクと比べながら決めることだと思います。あらかじめリスクコミュニケーションを通じて一般の消費者と、「これぐらいリスクの大きいときには出す。」「人が死ぬ可能性がほとんどないような場合には、しばらく真偽を確かめてから出す」というような原則を決めておいても構わないという気がします。

【丸山副部長】 緊急時のときの情報提供をどうするかということは、このリスクコミュニケーションで占める割合はかなり少ないと思いますが、そのタイミングというのが非常に大事だとよく言われます。ですから、この11ページのところで、左側の「より広く情報発信」の中に「緊急時における」と書いてありますが、ただ広くということだけで

なくて、タイミングを踏まえた情報の発信という考え方をきちっとここに入れておくことが必要ではないかなというふうに思います。

危機管理の専門家に言わせると、今、松田先生がおっしゃっていた、いつ出すかというそのタイミングが一番大事だそうです。隠してはいけません。でも、どこまで出すかということより、やっぱりそのタイミングを踏まえて早く出すことが重要です。そして、「今ここまではわかっているが、この先についてはまた後で情報を提供する」などというようなアナウンスするのが一番大事だと言われます。ですから、そのタイミングということをここできちんと意識しておいた方がいいのではないかと思います。

【小川食品監視課長】 カイワレの話は私もいろいろと聞いていますが、確かに公表のタイミングのことも言及されていたかと思えます。もう少し時期をずらせばという話を聞いたことがあります。カイワレで負けたことについて、国の食品安全委員会のグループから、行政はめげないでどんどんリスク情報を発信するようにという励ましの言葉がありました。しかし結局は、今松田委員がおっしゃったように出さざるを得ないと思えます。出さないことによる弊害と、出してしまった後の弊害を考えると、多分負けても、やっぱり出す方がいいと私どもは考えています。出した後の生産者への弊害もありますが、損害賠償という形で、まあ保険に入っている間にあわないかもしれませんが、都民全体、国民全体を考えれば、やはり出していく必要があると考えます。

ですから、タイミングも含めた出し方、出す前の戦略、つまり段階的に出すのか、一気に出すのか、Q & Aはどの程度出すのかとか、そのような「戦略」を踏まえて出すことが重要だと思えます。こういった「戦略」なく無防備に出すということが、一番怖いと感じます。このような戦略を練っていても、それでも負ける場合も随分想定されると思えますが、負けるから出さないというのは通用しないと、個人的には思えます。私の一存で判断できる内容ではありませんが、基本的な考えはこのようなことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【交告委員】 カイワレの件は、一審は行政の方が勝ちました。その後、二審でひっくり返ったのですが、結局何が悪かったかという、あのときの厚生大臣の発表の内容が間違いというよりは、むしろ大臣なのに科学的に良心的な発言をしたために、かえって国民に何を要求しているのかがよく伝わらなかったということのようです。つまり、もう少しカイワレは熱処理さえしてくれれば安全なのですが、「絶対熱処理をしてほしい」というように国民に訴えるのか、自分たちがこの訴えを国民に対して行う際の方針がなくて、ただ科学者が言っていることを心配そうな顔でそのまま言ってしまったということが問題だったわけです。

【中村委員】 関連してですが、今、小川さんのおっしゃったことはそのとおりだと思います。先ほど丸山副部長がおっしゃったことも、タイミングが非常に重要だということはよく理解できますし、全くそのとおりだと思います。

リスクコミュニケーションと、我々のマスコミ、メディアの戒め、考え方というのは共通するものがあると思えます。我々は、F T Sというのを重要視しています。Fというのはファクト (Fact)。そういった事実がなければ虚報ですから、ファクトがまずは必要だということです。Tはタイミング (Timing)。要するに、非常にいい時期に出すということです。それから、Sはソフトウェア (Software)、要するに表現の仕方も含めた出し方

ですね。このF T Sが非常に重要だということをよく言いますが、その中でもやっぱりTが一番重要でして、リスクコミュニケーションではない何かのクライシスが起きたときにもやはりTが一番重要なのです。

クライシスが過ぎ去った後に、「あのときああでしたよ」ということは、Tは全くゼロに近いですから、全く意味をなさないわけです。クライシスが起きたときにまずどういう対応をとるべきかというタイミングが非常に重要ですから、その場合には例えば裁判に勝つか負けるかは抜きにして考えなければなりません。それから、情報を出すか出さないかの判断基準は、クライシスが起きたときに、クライシスによって被害を受けると想定される人のことを念頭に置かなければなりません。

ですからその場合は事業者よりも食べる人たちの方が、例えばカイワレの場合ではカイワレを食べる人たちの健康の方がより重要になります。それを念頭に置いてまずは「カイワレが0・157の場合には危ないですよ」と公表することで、TとFはある程度全うされています。後は出し方の問題です。表現の問題もありますし、よりきめ細かい情報をきちんと提供するということが重要です。F T Sはその時々によって、Tが重要で、2番目にFが来るのか、3番目にSが来るのか、若しくはSが先に来るのか、Fが来るのかというように変わってきます。Fはきちんと把握しなくてはならないのですが、そういうことを常に考えてリスクコミュニケーションをやらなければなりません。リスクコミュニケーションも同様に考えなければなりません。ですから、共通性があると思いました。

都のリスクコミュニケーションで考えなければならないのは、リスクコミュニケーションとクライシスコミュニケーションのどちらに主眼を置くかということだと思います。クライシスコミュニケーションはできれば従というか、サブにしてほしいと思います。メインはやはりリスクコミュニケーション。要するに、常日ごろから都民の健康を考えて、どのような情報をタイミングよくどのような出し方をしたら良いかを考えなければならないと思います。尚且つ、その際の判断基準は政治的ではないということをご留意して、バイアスをかけないでいただければと思っております。

【池山委員】 本当に皆さんの発言はそのとおりだと私も思います。例えば水銀を含有した魚介類の摂取の問題についても、今でもなぜあの時期に前触れなくあのような情報を発信したのかと思っています。確かに情報は隠さずに出すことが良いのですが、全然サポートなく、情報のみ突然出され、随分後になってQ & Aがまとめられました。私は、別のところのQ & Aがすぐ出されましたから、そこからすぐに情報収集しました。水銀については、私たちの世代というのはそれなりに様々な情報を持っていますが、今の若い世代の方たちは、水銀についての情報を日常的に手に入れていませんから、あのようなものが突然出たときにすぐ反応するということになると思います。

やはり、日々リスクコミュニケーションに対応していく力をどう養っていくかというのが大切で、危機管理、クライシスについては、日常的なものが生かされたうえで、ということだと思います。その日常的なリスクコミュニケーションをどのように培っていくかということが非常に悩ましい問題でして、私など消費者団体では、今までの様々な行政が出してきたものに対する不信というものがありますから、行政が出した情報を受け取ったときに額面どおりに受け取れないという傾向があります。消費者はもちろん松田委員がおっしゃったように様々ですから、どのように進めていくかというのがとても大きな問題だと

思います。

この人材育成については、やり方は様々にあると思いますが、難しくてもまずとりあえずは、情報を発信する都の職員が、このリスクコミュニケーションというものを常に眼中に置くようにして培っていくと良いと思います。そこがとりあえずの第一歩だと思います。もちろんいろんな立場の方の参加ということが大事ですが、企画、調整能力、説明能力も、やはり都の職員にとってとても大事だと思います。

具体的に申しますと、明日（8月3日）都民フォーラムがありますが、若い企画をする職員が、事前に精力的に様々なところへ出向いたり、様々な人と話し合っ私のところにもちょこっと来たりして、情報収集を行っていました。それもでき上がったものについて意見を請うのではなく、でき上がる前から、「こういうものについて情報発信したいのだけれども」という組み立てのところから皆の意見を聞いて歩いたようです。何でも300人の定数に、500人以上応募があったと聞いています。ま、集まったというだけでは成功とは言えませんから、事前の取組みがどう生かされたかというのが明日のお楽しみなのですが、やはり何かそういった取組みは大事なことでないかとい実感しております。

【岡本委員】 もとの、リスクコミュニケーションとクライシスコミュニケーションの問題ですが、同じ重要度で扱われるのは結構だと思います。しかし、かなり扱い方を変える必要があります。それは、幾つかの大きな相違点があるからなのですが、1つは、いわゆるクライシスに至っていないリスクコミュニケーションの場合では、通常、情報に相当程度「あいまいさ」があります。ところが、クライシスコミュニケーションという、クライシスが生じるとか、生じないとかいう問題になっていったときには、当該の事柄について、情報に「あいまいさ」がないというのが通常です。ですから、その表現の仕方なり何なりを、あるいはチャンネルなりを明瞭に書いておく必要があるわけです。

それからもう1つは、クライシスコミュニケーションの場合には、先ほどから中村委員からもご指摘がたびたびありますように、タイミングが大事なのですが、災害心理学でも認識されていることで極めて重要なことは、同じ情報が2つのチャンネルから人々に伝達されることです。人間は、例えば避難命令などが出されても、それを1チャンネルで聞いただけでは動かないことが多いのです。その例はたくさんありまして、例えば平塚で本当に東海沖地震の予測が出たときに流す予定になっていたテープが間違っ放送されたことがあります。でも、その際はそれ1本だけだったため、人が動きませんでした。むしろ本物が流れているのにだれも動かなかったことの方が私どもの心配の種になっていますが、通常は2つのチャンネルから聞かないと人は動き始めないわけです。

これはしばしば行政の側にとっては盲点になります。行政の方は、とりあえず早くと思って、1つもメジャーなチャンネルでお伝えしたから大丈夫だろうと思ってしまうのですが、タイミングを合わせるということを考えますと、必ず2つチャンネルを確保しなければなりません。ですから、田舎ですと、農協の放送を入れなさいとか、車を回しなさい、それからマスコミを確保しなさいというふうに、2つチャンネルを押さえるということを非常に重く申すわけです。

この場合も、ウェブもだんだん手段として主要な手段になりつつあるでしょうが、クライシスコミュニケーションの場合には、重複した情報を聞いたときに人は初めて動くのですから、情報は重複して構わないので、チャンネルを多チャンネルにするということ



忘れずになさっていただくということが重要です。

それから、そのときに、情報に表現その他で信頼性がちょっと欠けるような表現があると動き方が遅くなります。その信頼性を日ごろから補てんしているのは、実はクライシスコミュニケーションではない方のリスクコミュニケーションが、どのように慎重な態度で構成されているかということだと思います。その意味で、やはりリスクコミュニケーションとクライシスコミュニケーションというのは車の両輪みたいな形になりますので、そのあたりのプランニングというものが、あいまいさの表現、そのほかも全部含めて必要になってくると思います。

よろしく願いいたします。

【高橋（久）部会長】 少しよろしいでしょうか？ 11ページの「より広く情報発信」というところに「インターネットのほか、広報誌、報道機関への公表」とありますが、広報誌というのは多くの場合月1回という非常に緩やかな発刊ペースだと思います。もう一つ、情報機関への公表というのはプレスリリースを指しているのだと思いますが、プレスリリースというのは、リリースしても、記事として書くか書かないかはある意味、各報道機関の都合によると思います。例えば2002年10月31日のアクリルアミドの問題ですが、たしか毎日新聞は記事にしなかったと思います。朝日と読売は取り上げていたと思います。いわゆる三大紙、あるいは日経では記事になされたのでしょうか。

【中村委員】 覚えていないのですが。

【高橋（久）部会長】 このように取り上げていないところもあるのです。アクリルアミドのあの大きな問題で、ポテトチップスの買い控えが全く起こらなかったのは、とても不思議だったのですが、逆になぜそれが起こらないのかという疑問もありました。

もう一つが、やはり2002年に起こった栃木県宇都宮市のO-157で9人が亡くなったという事件です。あれもまた、どの新聞も記事として非常に小さい扱いでしたが、9人もが亡くなるような事件を、幾らプレスリリースしても、それを報道してくれなければ仕方がないという問題があります。その辺は、むしろ事務局に聞くというよりはメディアの方に伺った方がよろしいかと思いますが、その辺のご見解をお願いします。

【中村委員】 今、部会長がおっしゃったとおりなのですが、2つポイントがあります。1つは、例えばO-157が大きな話題になったときに、栃木県で9の方が亡くなったと言われても、全国的にO-157が話題になっているときにはワン・オブ・ゼムなのです。恐縮ですが、ですから、記事が取り上げられたり、取り上げられなかったりする。そのような判断基準が働くことはあります。栃木県の場合はどうだったかちょっとわかりかねますが、そのようなケースがあります。

もう一つは、おっしゃるように、取り上げるか取り上げないかの判断の基準は全部報道機関にありますので、様々なケースがありますけれども、その際に紙面が込んでいたケースもありますし、取るに足らない問題だったという判断が働いたのかもしれませんが、取り上げるか、取り上げないかの基準は明確な判断はありませんが、1つ言えるのは、当日紙面が込んでいるかどうかということと、もう一つは、大きなうねりの中のワン・オブ・ゼムなのか、それが初めてのケースなのかによって、随分判断の基準が揺れることはあります。

今、部会長が懸念されたことはまさしくそのとおりで、そういう意味では報道機関を過

信してはいけないなと思っています。要するに、報道機関に流せば報道機関がすべて報道してくれるということはまずないと思いますので、より都として伝えたいことは、手段としてどういうルート、どういう方法があるのかということをも別枠で考えておかなければならないと思います。報道機関は、あくまでもそのときに話題になったことは大きく扱いますし、全国的な広がりがあるときには、一都道府県の大きなイベントについては報道されないかもしれないし、小さくなってしまっておそれがありますので、それはもちろん考慮しなければなりません。

繰り返しになりますが、報道機関はそういう意味では余り過信してはいけないで、都として常時情報を流すためにリスクコミュニケーション・ツールとして確保しておくルートは何かということをも常に考えておかなければなりません。重ねて言いますが、報道機関はクライシスコミュニケーションについてはかなり役に立つものです。通常のリスクコミュニケーションに関する効果についてはちょっと疑問符がつきます。私が言うのもおかしいのですが、そのような性格はあります。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございます。関連して、事務局から何かありますか。

【小川食品監視課長】 私どももできるだけ取り上げていただけるように、初めての場合にはそのことを強調したり、よりコンパクトにすぐ記事に書けるようにプレス原稿を工夫したり、わかりやすい資料を添付するなど、周辺記事として書けるようにと工夫してプレスリリースしますが、中村委員のおっしゃるとおり、なかなか取り上げてもらえないということもあります。逆に、「フグが1匹盗まれた」という事件がとても大きく報道されました。読者の興味を引く内容のものと、本当に必要な安全性情報というのは、なかなかマッチングしないということは常々感じておりますが、私どもとしてはできるだけ工夫し、マスコミの方々に対応しようと思っております。

【交告委員】 10日ぐらい前になると思いますが、神奈川県のある輸入業者の方がクラッカーを輸入したけれども、そこに食品衛生法で認められていない物質が入っていたため、神奈川県は回収命令を出したという事件が、朝日では小さい記事として取り上げられていました。その最後のところに、「このクラッカーを毎日何袋食べ続けると何日間危ない」という記述がありました。それは余りにしたことがない記述だったので非常に印象が残っているのですが、この事件は回収命令を出したというので大きな事件であるようにも見える一方、何袋も毎日食べ続けなきゃ危ないということで小さな事件のようにも見えるわけです。

これは、結局このように「何袋食べ続けると危ない」という記述を出したことによって、正しくリスクが伝えられ、そのおかげで、読んだ私が冷静に受けとめられたというふうに評価していいのか。それとも、大きな事件なのに小さな事件に見せてしまったということになるのか。その辺がこれでよかったという自信が持てないのです。

それと、松田委員の前からおっしゃっている翻訳ということですが、この「何袋を毎日食べ続けると危ない」というのは一種の翻訳なんじゃないかと思えます。多分1日許容摂取量というような概念により、例えば「何グラム」というように決まっていて、それを神奈川県の人が翻訳したのではないのでしょうか。そうだとすれば、もとの科学的な1日許容摂取量何グラムというのも新聞記事であわせて出して、これは1日何袋食べ続けると何日

で危ない量であるというように書いた方が、翻訳の仕方としてはいいと思いますが。

【松田委員】 おそらくはそうだと思いますが、それを出しても、消費者がどう判断するかはわかりかねます。

【市川委員】 交告委員のお話に続けて、確かに新聞の下の方に製品の自主回収という広告がよく掲載されています。それを読むと、「えっ、こんなことでも回収されるのだな」と思うような事例も過去に何回かありました。例えばこの物質はヨーロッパでは認められているけれども、日本では認められていないから自主的に回収しましたとか、あるいはメーカーで何かに気がついて、それが万が一の苦情が来たら困るだろうということで回収するというようなものです。またこのような回収では、大きなメーカーだと、ちょっとやそっとの数じゃないものをきちんと回収すると述べているのです。それを読んで消費者としては安心するという気持ちもありますが、逆に、私たち消費者が安心感を得るために、企業の人たちに多大な負荷を与えているのではないかと思うことも実はあります。その辺は消費者としてジレンマに感じるところです。これを読んで安心して、「ああ、よかった」で済ませていいのかと考えることもあります。

【交告委員】 神奈川の事件は行政の指示だったようです。命令まで出したかどうかわかりかねますが、自主回収ではないみたいです。

【高橋（久）部会長】 自主回収の場合には、それがまた製品コストに、私たちの消費価格に上乗せされるということにもつながってきますし。

いろいろまだご意見がおありかと思いますが、そろそろ予定の時間に近づいてまいりました。

【林委員】 ちょっとよろしいですか。

【高橋（久）部会長】 はい。

【林委員】 ここのテーマは、リスクコミュニケーションの充実策の考え方ということですから、ちょっとずれるのかもしれませんが、私は従来から申し上げておりますが、リスクコミュニケーションは多元的多様に行われていますが、どこが何をやっているかということを一元的に集約するような仕組みが必要じゃないかと思います。その中で、例えばこういうやり方で失敗したとか、反省点も含めて次に活かしていくような、そのようなことを検討するような仕組みが必要だろうと思っています。

このことについてはどのようにお考えでしょうか。この審議会の中に設けるのか、別に設けるのかわかりませんが、そのようなものをぜひつくっていただきたいと思います。特にこの参考資料を読むと、保健福祉局だとか、産業労働局だとか、卸売市場だとか、様々なところで行っているようです。さらに保健所でも行うということであれば、あるいは23区や多摩の市でも行うのですから、そういうものを取りまとめるようなものがどうしても必要だろうと思いますが、お考えいただきたいと思います。

【小川食品監視課長】 確かに様々なところでリスクコミュニケーションが行われているということは聞いております。この食品安全審議会という場は、食品の安全にかかわる関係局が全部参加しておりますので、皆様のご意見を集約できる場だというふうに考えております。その他に、庁内の連絡会として、「食品安全連絡調整会議」というものがあります。その場でも関係各局と、例えば食育に関してリスクコミュニケーションとのつながりはどうであるとか、各局の取組みについて検討することを行っております。

私どもとしましては、できるだけ既存の組織というものを活用しながら、情報交換に努めていきたいと考えています。林委員のお話とはまた別なことかとは思いますが、今の段階ではそのように考えております。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日、委員の皆様から挙げられたご意見を踏まえて、事務局には検討していただきたいと思います。

以上で、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり活発なご審議をありがとうございました。

これで進行を事務局にお返ししたいと思います。

【小川食品監視課長】 高橋部会長、議事進行を本当にありがとうございました。

それでは、事務局の方から部会の開催予定についてお知らせいたします。

第3回目の部会につきましては、9月8日に開催させていただきます。これまでの検討結果を親会に報告するための中間のまとめについて、第3回の部会ではご検討いただく予定としておりますので、ご出席のほどよろしくお願ひしたいと思います。また、事前にご検討いただく資料につきましては送付させていただきますので、ぜひとも皆様方の貴重なご意見をいただきたいと思っております。

それでは、本日の検討部会はこれをもちまして閉会させていただきます。

非常に貴重な意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

これで閉会いたします。

午後3時31分閉会